

介護職員等処遇改善支援補助金の支給に関する規定

(目的)

第 1 条 この規定は、株式会社 マグネット が給与規定に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等処遇改善支援補助金制度（以下「支援補助金制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する処遇改善支援補助金（以下「支援補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 法人の常勤職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める支援補助金制度の対象職員に対し、支援補助金を支給する。

(支給額)

第 3 条 支援補助金の支給額は、支援補助金制度による加算見込額の範囲内において、法人が定める額とする。

(支給)

第 4 条 支援補助金の支給は、毎月手当として給与と一緒に支給する。

(在籍の限定)

第 5 条 支援補助金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第 6 条 この規定は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則 この規定は令和 4 年 2 月 1 日から施行する。